

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

◇ 特別地方消費税ってどんな税金？

Q：特別地方消費税がもうすぐ廃止されるようですが、特別地方消費税とはどんな税金なのでしょうか。

A：料理店、キャバレー、バー、旅館、飲食店などで遊興、飲食、宿泊などをしたときに課税される地方税です。

【解説】

特別地方消費税については、地方消費税の創設等に伴い、平成12年3月31日をもって廃止されることが決まっています。

特別地方消費税は、料理店、バー、飲食店、レストランなどで飲食したときや、旅館、ホテルなどに宿泊したときにかかる税金です。

税額は、飲食などにかかった費用、つまり支払う利用金額に3%を掛けた額になります。

ただし、特別地方消費税は、一定の金額までは課税されないという免税点が決められていて、その金額を超える場合に課税されることとなります。免税点は次のようになっています。

- (1) 飲食店などで飲食などをする場合には、1人1回の料金が7千500円
- (2) 旅館、ホテルで宿泊や宿泊に伴う飲食などをする場合には、1人1泊1万5千円
- (3) 旅館、ホテルの宿泊を伴わない飲食や休憩などをする場合には、1人1回7千500円

なお、特別地方消費税は、料理店等の経営者が、毎月分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。

